

特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

- ◎この制度により新たな税負担が生じることはありません。
- ◎公的年金からの特別徴収制度の導入は、公的年金受給者の納税の利便性向上や、市区町村における徴収の効率化を図る観点から採用されました。
- ◎公的年金からの特別徴収については、本人の意思に基づく選択制ではありませんのでご了承ください。

普通徴収		
期別	納期限	納付税額(円)
年金特別徴収(今年度徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	平成25年4月分	9,100
第2回	6月分	9,100
第3回	8月分	9,100
第4回	10月分	9,900
第5回	12月分	9,700
第6回	平成26年2月分	9,700
年金特別徴収(翌年度仮徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	平成26年4月分	9,700
第2回	6月分	9,700
第3回	8月分	9,700

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありませぬ。ほかに普通徴収税額がある場合や年金特別徴収初年度の場合は表示されませぬ。

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示してあります。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収金額を表示してあります。

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示してあります。この金額は2月徴収分と同額になります。

納税通知書の記載については左の図のようになります。

年齢75歳、控除対象配偶者の年齢68歳の場合					
年金特別徴収 初年度					
例 前々年分の収入が公的年金のみで2,500,000円、社会保険料控除83,000円、配偶者控除33万円、基礎控除33万円とすると、前年度の住民税額は54,600円になります。					
普通徴収(個人納付)			特別徴収(本徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月	
住民税額の1/2を2回に分けて各納期ごとに個人納付			住民税額の1/2を3回に分けて年金から特別徴収		
13,700円	13,600円	9,100円	9,100円	9,100円	

年金特別徴収 次年度					
例 前年分の収入が公的年金のみで2,520,000円、社会保険料控除83,000円、配偶者控除33万円、基礎控除33万円とすると、本年度の住民税額は56,600円になります。					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月分と同額を4月、6月、8月の3回で年金から特別徴収			住民税額から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて年金から特別徴収		
9,100円	9,100円	9,100円	9,900円	9,700円	9,700円

# 住民税の公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が実施されています。

年金特別徴収とは

公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税を差し引いて行う徴収のことです。

対象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

ただし、次に該当する方は対象になりませぬ。

- ・年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得のみでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額15万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)
- ・公的年金から差し引く住民税額が老齢基礎年金額を超える方

- ・中央区で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・配当割控除額または株式等譲渡所得割控除額が均等割額以上ある方
- ◎対象となる年金は老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする公的年金が対象となります。
- ◎特別徴収の対象税額は、前年中の公的年金所得に係る

個人住民税の所得割額および均等割額となります。

平成24年度における年金からの特別徴収は、2月分まで行いました。その後、2月分の金額をそのまま4・6・8月分の徴収額とする「仮徴収」制度が始まっています。

ただし、この金額はあくまでも仮に設定されていますので、平成25年度の住民税額を決定する6月に、25年度の住民税額との調整を行い、そのうえで本徴収を実施します。

なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更して納付書によって納めていただくか、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果については、6月10日(月)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載

載をしていますので、ご確認ください。

納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- ・本年度特別徴収税額(仮徴収分4・6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分)
- ・翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
- ・普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)
- ・給与から特別徴収される税額

◎平成25年度の住民税が仮徴収分を下回っている場合は、別途還付通知書をお送りしますので、ご了承ください。

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

## ケアマネジャー実務研修受講試験のご案内

6月3日(月)より受験要項配布開始

都が実施するケアマネジャー(介護支援専門員)の実務研修受講試験が行われます。

10月13日(日) 受験要項配布場所

区役所4階介護保険課、日本橋・月島特別出張所、京橋・日本橋・月島おとしより相談センター

申込方法

受験要項をご覧の上、7月10日(消印有効)までに所定の封筒を使用し簡易書留郵便で申込む。

※問合せ(申込先)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1-1 セントラルプラザ14階 (公財)東京都福祉保健財団 ☎(5206)8735

## 「人材をお探しなら、私達にお任せください！」

### 元気高齢者人材バンク活動依頼募集中

社会の高齢化が進む中、現在のシニア世代には、豊かな経験や特技を生かした、地域での活躍が期待されています。そこで区では、シニアの経験、知識、特技などの得意分野を登録し、ボランティアなどとして地域で活動していただく「元気高齢者人材バンク」を開設しています。

人材バンクでは、地域活動や社会貢献活動を希望する登録者と、人材を必要とする団体などからの依頼をコーディネートし、活動に結びつけています(過去の活動例については、別表のとおり)。

登録者による講座や教室などの活動依頼はもちろん、「こんな特技のある人はいる?」「こんな講座は開催できる?」などのご相談も、お気軽にお問合せください。

また、登録者の詳細や提供できる活動内容などの情報は、ホームページ「粋!活き元気人サイト」でも発信しています。

なお、元気高齢者人材バンク事務局は、区内のシニア世代のボランティアの方が集まり、区とともに運営しています。

別表	
こんな活動をしています	
・講座・セミナーの講師(折り紙、アロマテラピー、書道、盆踊り、昔あそびなど)	
・演芸披露(楽器演奏、長唄、朗読、フラダンス、日本舞踊など)	
・福祉施設などの補助ボランティア(外出サポート、食事配膳、レクリエーション補助など)	
・イベントのボランティアスタッフ(受付、会場案内、会場設営など)	など
過去の活動例	
・保育園や小学校で昔あそび教室を開催	
・NPO主催音楽イベントでのサポータースタッフ	
・高齢者施設で英会話教室を開催	など

「経験や特技を生かして社会貢献してみませんか?」

元気高齢者人材バンク登録者募集中

これまでの経験や資格、特技を生かして地域活動、社会貢献活動をしたい方、講師や指導者として活躍してみたい方は、ぜひ元気高齢者人材バンクにご登録ください。

登録対象

おおむね50歳以上の方(区内在住・在勤者、以前にお住まいの方、お勤めの方も可)

登録方法

電話でご連絡の上、区役所4階高齢者福祉課の窓口へお越しください。

※問合せ先

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎(3546)5354

粋!活き元気人サイト ホームページアドレス <http://ikiiki.genki365.net>